

承認工場(関税暫定措置法第9条の2第1項)

令和4年4月1日現在

管轄税関	管轄官署	名称	法人番号	所在地	備考
東京税関	新潟税関支署 東港出張所	JA東日本くみあい飼料(株) 新潟工場	8070001021304	新潟県北蒲原郡聖籠町東港3-6576	定13条
東京税関	前橋出張所	(有)小川精麦	4070002014681	群馬県安中市宿30-2	定13条
東京税関	前橋出張所	(株)科学飼料研究所 高崎工場	8010001013785	群馬県高崎市宮原町3-3	定13条
東京税関	前橋出張所	JA東日本くみあい飼料(株) 太田工場	8070001021304	群馬県太田市東新町818	定13条

【注】備考欄に「定13条」の記載がある場合は、関税率法第13条第1項の製造工場の承認も受けている工場となります。